

立命館学園の発展に リーダーシップを発揮できる人物を総長として選ぶ。 立命館学園の総長選挙、その意義と役割とは。

立命館学園の 総長の役割とは

—総長は、立命館学園全体の舵取り役。

立命館学園の総長は、学園全体の教学（教育・研究）の最高責任者であり、法人の設置する大学・学校の教学に関する事項を統括します。

総長は立命館大学の学長を兼ねるとともに、副総長の推薦（うち1人はAPUの学長を兼ねる）、附属校校長の任命等、重要な役職者の任命を行うほか、学園のさまざまな組織の要としての重要な役割を担っています。教育の質や学びの環境など、学生生活全般に対する責任を負う極めて重要な位置づけにあるばかりでなく、学生・生徒・児童の父母や学園の卒業生とのネットワーク、産学官連携や海外の教育機関との連携等の諸分野においても、学園の代表者としての役割を果たしています。総

長の対外的、社会的活動は、学園の発展に大きな役割を果たしています。

総長を選挙で 決めるということ

—学園の民主的運営の根幹をなす重要な制度。

学園の教学の最高責任者である総長を選ぶ選挙は、学園の民主的運営の根幹をなす制度です。総長選挙にあたっては、学園の構成員が各々の役割をふまえたあり方でそのプロセスに関わっていくことが重要です。こうした観点から、学園の教職員・理事・評議員だけでなく、学生・生徒のみなさんや卒業生・父母など、学園に関わる多様な構成員の総意を反映する制度となっています。また、総長選挙は学園の民主的運営の重要なチェック機能としての役割も果たしています。

—みんなで学園の使命やビジョン、課題を共有すること。
その上で、選ばれた総長とともに学園の発展に責任を負うということ。

総長選挙を全学の構成員の総意で行うことは、単に投票を行うだけではなく、その過程



みなさんは、立命館学園の総長の役割を知っているでしょうか。

総長は、立命館大学の学長を兼ねるとともに、立命館アジア太平洋大学（APU）や立命館の附属校を含む学園全体の教学（教育・研究）の最高責任者です。つまり、みなさんが受ける教育や学びの環境など、学生生活全般に対する責任を負っている人が総長なのです。立命館学園の総長を決める総長選挙には、学生であるみなさんも参加することになります。今回の特別号では、総長選挙について詳しくお知らせします。

学生のみなさんを含めた学園の構成員で、学園全体の発展にリーダーシップを発揮できる総長を選んでいきましょう。

今、総長に 求められているものは

—学園全体の発展に
リーダーシップを発揮できること。

1900年に京都法政学校を母体として創立された立命館学園は、創立110周年を迎えた2010年には、2大学、4高等学校・中学校、1小学校を擁する、日本を代表する私立総合学園となりました。総長は、大きく成長した学園の民主的合意形成において中心的な役割を果たし、学園の諸課題を総合的に推進していくまとめ役です。現在学園は、2020年を目指して学園ビジョンと計画をつくりあげようとしています。2009年の5月から始まった「学園ビジョンR2020」策定は、教職員・学生のみならず校友をはじめ社会にも開かれ、「参加・参画」を合言葉に活発に取り組まれています。また、同時に、「新中期計画」の策定にも取り組ん

でいます。現在、全学園から選出された委員（約200名）により、5つの委員会と1つの特別委員会が設置され検討を進めています。今後、中間的な報告を全学に提起し、その際には、教職員だけではなく、学生・生徒のみなさんにも積極的に意見や提案を聞きながら、計画をつくりあげていくことになります。

今回の総長選挙は、何よりも学園の民主的運営による合意形成と学園の要としての役割を果たし、教学の最高責任者として、中長期的な計画を全構成員の努力によって実現するための広い視野と確かな判断力、リーダーシップを持った総長を選ぶ選挙です。



立命館学園における総長選挙の歴史 ～総長選挙規程が新しくなりました

立命館の歴史は、西園寺公望が新時代を担う若者を育てるために京都御所内の邸宅に創設した私塾「立命館」にはじまり、1900年に中川小十郎が立命館大学の前身となる「私立京都法政学校」を設立、1913年に西園寺の許諾を得て「私立立命館大学」と改称されました。そして、1931年、それまでの館長を総長と改称し、1931年から1944年までの13年間、初代総長は創設者中川小十郎が務めました。

その後、立命館は戦後の危機から復興を果たすため、末川博を学長として招請、しかし就任した末川は、当時の学園運営への憂慮から辞職し、学園は危機に陥ります。そして1949年、学園の構成員の圧倒的な信任を証明することによって、辞職した末川の翻意を促そうと最初の総長選挙規程が制定されました。同年、総長選挙が実施され、全学の圧倒的な支持が証明されたのを受けて、末川が総長に就任しました。こうして、末川は1949年から1969年まで、5期連続のべ20年にわたり総長を務めました。以来、数次の総長選挙制度の改定を経て、2006年に総長選任規程が制定されましたが、問題点が指摘されたため廃止し、今回新たに総長選挙規程が制定されました。

立命館歴代総長 学園創立者と1948年以降の総長（氏名の下は在任期間）



中川 小十郎
(なかがわ こじゅうろう)
学園創立者
1900年、本学の前身「京都法政学校」創立
1931年7月～1944年10月



末川 博
(すえかわ ひろし)
1945年11月学長就任
1948年2月～1949年1月
1949年4月～1969年4月



武藤 守一
(むとう しゅいち)
1969年4月総長事務取扱就任
1970年2月～1970年9月

総長が総長を語る

細野武男総長が
末川 博 総長を語る

末川先生は筋の通った自由主義者の最後のお一人だ、といえます。先生の多面的な人と業績を貫く背景は、自由を愛し、自由のために闘われたことです。ほんとうの自由主義者は自由のために決然起って闘わなければならない、自由は逃避によって得られるものではなく、闘うことによって手に入れ得るものである、という簡単ではあるが、実践至難の業を果たされました。自由、平和、民主主義を確立するために身を挺して奮闘された点、先生は真の意味の自由主義者、平和主義者、民主主義者のあり方を私どもに示されました。

（『追想末川博』）



細野 武男
(ほその たけお)
1970年11月～1978年6月

天野和夫総長が
細野武男 総長を語る

1970年武藤総長の急逝後、まだ学園紛争の余煙が熾り、時に火の手が上がる中で、細野先生は総長に就任された。就任早々学費引き上げの提起、それに続く学振懇、全学協の開催、また衣笠一拠点を中心とする第二次長期計画の策定、そして創立70周年記念式典の挙行等々と課題は山積していた。「衣笠一拠点」、学内に賛否両論があったこの計画が、全学的な合意を作り上げ漸次実施に移されたのは、細野先生の舵取りに負うところであった。

（『大いなる庶民ありけり』）



天野 和夫
(あめの かずお)
1978年7月～1984年12月



谷岡 武雄
(たにおか たけお)
1985年1月～1990年12月



大南 正瑛
(おおなみ まさてる)
1991年1月～1998年12月

大南正瑛総長が
天野和夫 総長を語る

天野総長時代の1979年の全学協議会を頂点とする大学改革論議において、病を押してつねに先頭に立って奮闘された天野先生のお姿を回想するとき、言い尽くせない感動と敬慕の念を強くするものです。当時、教学部長をつとめていた私は、先生の下で、国際関係学部を軸とする国際化、情報化、開放化を推進する立命館大学の第3次学園長期計画の策定、さらにその後の学園事業の飛躍的發展を大きく支えることになった学園の財政基盤の基本的な確保策や大型電子計算機の導入をはじめとする情報基盤整備などの策定に参加させていただきましたが、つねに原則を重視しつつも先を見通した決断の早さに感服しました。

（『回想の天野和夫』）



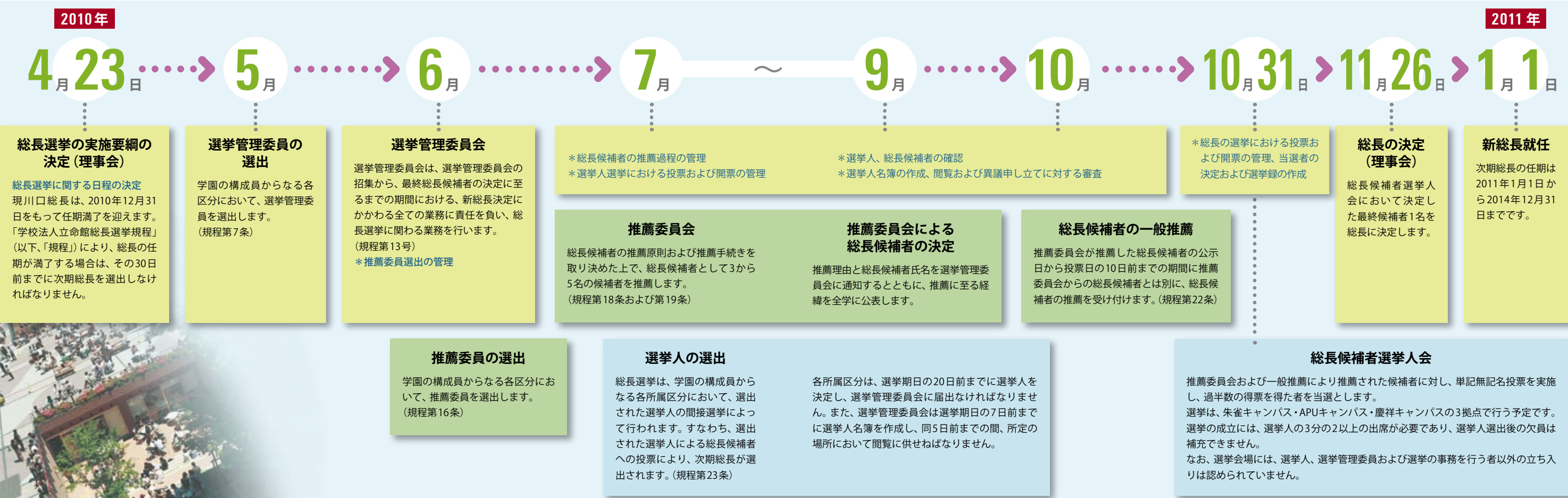
長田 豊臣
(ながた とよひこ)
1999年1月～2006年12月



川口 清史
(かわぐち きよふみ)
2007年1月～現職

総長選挙の流れ (総長選挙の公示から総長就任まで)

総長選挙は、総長選挙管理委員会 (以下、「選挙管理委員会」)、総長候補者推薦委員会 (以下、「推薦委員会」)、および総長候補者選挙人会 (以下、「選挙人会」) を設置し、学園の構成員の意思を反映して、総長候補者の推薦と選挙を行い、理事会はその結果に基づき総長を決定します。



各委員会構成 >>>

総長選挙管理委員会

	定数(人)
評議員(理事または教職員である評議員を除く)	1
細則で定める専任の教員のうち	
本法人が設置する大学の教員(理事である者を除く)(16区分)	各区分1
附属校の教員(5区分)	各区分1
細則で定める専任の職員(理事である者を除く)(9区分)	各区分1
立命館大学の学部正規課程学生	1
立命館大学の大学院正規課程学生	1
立命館アジア太平洋大学の学生	1

総長候補者推薦委員会

	定数(人)
常勤の理事(学部長を除く)	2
理事(教職員を除く)	2
評議員(理事および専任の教職員を除く)	1
細則で定める専任の教員のうち	
本法人が設置する大学の教員(学部長以外の理事である者を除く)(16区分)	各区分1
附属校の教員から	3
細則で定める専任の職員(理事である者を除く)	3
立命館大学の学部正規課程学生から	1
立命館大学の大学院正規課程学生から	1
立命館アジア太平洋大学の学生から	1

総長候補者選挙人会

	定数(人)
学部長以外の理事(教職員である理事は半数以下とする。)	13
評議員(理事および専任の教職員を除く)	16
細則で定める常勤の教員のうち	
本法人が設置する大学の教員(学部長以外の理事である者を除く)(16区分)	各区分4+α
附属校の教員(5区分)	各区分4+α
細則で定める常勤の職員(理事である者を除く)(9区分)	各区分4+α
立命館大学および立命館アジア太平洋大学の学部正規課程学生から(15学部)	各学部3+β
立命館大学の大学院正規課程学生	9
立命館アジア太平洋大学の大学院正規課程学生	3
高等学校の生徒(4学校)	各学校1
本法人が設置する学校の卒業生(3区分)	計5
本法人が設置する大学の正規課程学生または附属校の生徒の父母(3区分)	計5

※αは規程別表4に定める数
※βは規程別表5に定める数



総長選挙に関する日程 (予定を含む) >>>

日 程		会 議
4月	23日(金)	理事会(実施要綱の議決)
5月	31日(月)	*総長選挙管理委員選出届出期日
6月	30日(水)	*総長候補者推薦委員選出届出期日
7月	2日(金)	選挙人選挙公示
	7月5日(月)～10月5日(火)	選挙人選出期間
10月	5日(火)	*総長候補者選挙人選出届出期日
	6日(水)	*総長候補者推薦期日
	7日(木)～13日(水)	*総長候補者一般推薦受付期間
	15日(金)～18日(月)	*総長候補者選挙人名簿の閲覧および異議申し立て期間
	31日(日)	*総長選挙投票日
11月	26日(金)	理事会(総長の決定)
1月	1日(土)	*新総長就任日

総長選挙に関わる重要な日程についてはすべて公示されます。
在学生のみなさんはRSWEB (<http://www.ritsumei.ac.jp/rs>) でご確認ください。

学生・生徒のみなさんの総長選挙への参加は、 今後の学園づくりをすすめていく大切な一歩です。

学園構成員や
関係各層からの
幅広い参加がある
総長選挙の意味

—総長を選ぶなかで、生きた意
見を反映させていくこと



立命館学園は、建学の精神や教学理念、そして2006年に全学で起草した「立命館憲章」に示されたミッションにもとづいて、学園づくりを進めています。民主的な学園運営はその根幹を成すものとしてきわめて重要であり、学生・生徒のみなさんを、教育を受ける人という位置づけだけでなく、教職員や関係各層とともに、学園を創り上げて



いく自治の重要な主体と位置づけ、それぞれの自治やコミュニティの特徴を尊重して、学園運営におのおのの立場からの意見を可能な限り反映させるように取り組んできました。すなわち、学園の様々な構成員が、それぞれの立場に基づいて、現状を知り、考え、学び、意見や批判を出し合い、民主的な討議を積み重ねることによって、次の学園創造・教学改革を進めるというプロセスを重視してきました。今次取り組まれる総長選挙は、本学のこの取り組みの優位性を実践する場でもあります。また、学園づくりにあたっては構成員のほか、卒業生や父母など、学園を物心両面から支持し応援してくださる方が数多く存在します。そういった方々のご意見や援助を受けながら、今日まで学園の発展を遂げてきました。その点で、総長選挙においては関係各層の幅広い意見を反映させることもまた重要なことです。

総長選挙における
学生参加とは？

—実際に今学ぶ学生・生徒だからこそ語れることがある



総長は、学園全体の教学の最高責任者です。総長選挙は、選挙人による間接選挙で実施されますが、総長を選出する過程では、学生や生徒のみなさんが総長推薦委員を選出することで推薦過程に関わったり、それぞれの選挙区において学生・生徒の中から選挙人を選出することで、選挙過程に参加します。このことは、選挙への参加だけでなく、学園づくりに参加することにもなるのです。



総長選挙は、学園全体の教学（教育・研究）の最高責任者である総長を選出するものであり、本学では学生・生徒のみなさんもそれぞれの立場からその過程に参加することが求められています。みなさん一人ひとりが、学園をめぐる情勢や課題を共有し、そのなかでの総長選挙の意義と役割を深く理解し、ともに今後の立命館学園をつくっていきましょう。



これらの取り組みの中で、学生・生徒のみなさんは教職員とは違う目線で正課や課外などの様々な課題を確認し、議論し合い、それらを通じて学園の現状を理解することになります。また、それぞれの学部や研究科、キャンパスや大学・学校が異なれば、特徴、現状と課題はそれぞれに違いがあります。本学の総長選挙では、高校の生徒からも選挙人を選び、学園づくりの一端を担うことが求められていることもまた大きな特徴です。APUを含む、複数の大学、キャンパスや附属校などのことを十分に認識しつつ、よりよい学園づくりの知恵を出し合っていくことが求められます。そして、こういった学園構成員や関係各層からの多様な意見が、学園政策の立案・



では、具体的な
学生・生徒の参加とは。

—総長選挙の過程で、どのような学園をつくっていくのかを
みんなで考える



総長を選ぶ過程に学生・生徒のみなさんは、各選挙区において選挙人を選出する際に直接参加します。選挙人選出は、所属学部、クラス・ゼミ、所属団体等さまざま集団で学生・生徒のみなさんの要求や学園運営、学園の将来について論議し、意見をとりまとめていく取り組みです。その際、どのような学園、大学、附属校をつくっていくのか、どのような総長であるべきかを、他の学園構成員（学校法人の理

事、監事、評議員、教職員等）とも議論し、それを実現しうる総長を選ぶことが大切です。選挙人に選出された学生・生徒は、それらの意見を反映させるべく総長選挙で票を投じます。総長選挙へのみなさんの参加は、以上のような過程を経て行なわれます。こうした取り組みが立命館学園の学園づくりの特徴です。みなさんは、正課での学び、課外自主活動への参加を通じて、学び成長していきたいと願っているでしょう。個々の学習者として成長するにとどまらず、主体的な参加によって学園全体が豊かな「学びのコミュニティ」として充実・発展していくことが、学生・生徒のみなさんのいっそうの成長を促します。今次の総長選挙に参加することを通じて、学園の課題について議論を深め、また、多様な学園構成員の意見を知り、学び、ともに考えることを通じて、学園づくりに主体的に参加していきましょう。



立命館大学の学生における総長選挙への参加の流れ >>>

総長選挙管理委員の選出

区 分	定数(人)
立命館大学の学部正規課程学生	1
立命館大学の大学院正規課程学生	1

選出機関

立命館大学の学部生は、立命館大学学友会中央委員会で選出。
立命館大学の大学院生は、立命館大学大学院生協議会連合会総務会で選出。

選出の責任者

総長選挙管理委員選出の責任者は学生部長とします。

総長候補者推薦委員の選出

区 分	定数(人)
立命館大学の学部正規課程学生	1
立命館大学の大学院正規課程学生	1

選出機関

立命館大学の学部生は、立命館大学学友会中央委員会で選出。
立命館大学の大学院生は、立命館大学大学院生協議会連合会総務会で選出。

選出の責任者

推薦委員選出の責任者は各区分から選出された選挙管理委員とします。

総長候補者選挙人の選出

区 分	定数(人)
立命館大学の学部正規課程学生から(13学部)	各学部3+β
立命館大学の大学院正規課程学生	9

※βは規程別表5に定める数

立命館大学学部正規課程学生の選挙人の具体的な定数

(2010年4月1日現在の収容定員にもとづく)

学部名	定数(人)
文学部	6
法学部、経営学部、産業社会学部、理工学部	各5
経済学部	4
国際関係学部、政策科学部、映像学部、情報理工学部、生命科学部、薬学部、スポーツ健康科学部	各3



選出の方法

学部生および大学院生いずれも、各所属区分（学部生は各学部、大学院生は全研究科合同）の学生の投票により選出。

選出の流れ

7月2日(金)

選挙人選挙公示

↓

7月5日(月)
7月20日(火)

選挙人候補者は、同一所属区分に所属する有権者5名の推薦を受けて、選挙管理委員会に届け出ます。
(一人の有権者が複数の者を推薦することは妨げない。)

↓

7月23日(金)

選挙人候補者公示

↓

9月13日(月)
10月5日(火)

各所属区分で単記無記名投票を行います。(選挙管理委員会が認めた場合、選挙人数の半分の人数を上限とする連記無記名投票を可能とする。)

投票日は、選挙管理委員会が決め、公示する。

↓

得票数の多い順に定数までの者を当選者として決定します。得票数が同数のため、定数に絞る事ができない場合は、選挙管理委員会の場に置いて、選挙管理委員長のくじにより決定します。

※総長選挙の投票日に投票する事ができない者ならびに総長選挙の投票日に休学・留学中の者および学則等に定める停学処分期間中である者は選挙人になることはできません。すでに選挙人に選出されている場合、その資格を失い、この場合の当該所属区分の選挙人は欠員となります。

選出の責任者

選挙人選出の責任者は各区分から選出された選挙管理委員とします。

6

7

学校法人立命館総長選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人立命館(以下「本法人」という。)寄附行為第6条第2項に基づき、総長の選挙方法を定めることを目的とする。

(選挙の方法)

第2条 総長の選挙は、総長選挙管理委員会(以下「管理委員会」という。)、総長候補者推薦委員会(以下「推薦委員会」という。))および総長候補者選挙人会(以下「選挙人会」という。))を設置し、学園の構成員の意思を反映して、総長候補者の推薦と選挙を行い、理事会はその結果に基づき総長を決定する。

(選挙の時期)

第3条 総長の選挙は、次の各号に定めるときに行う。

- (1) 総長の任期が満了するとき
- (2) 総長が辞任を申し出て、理事会がその承認を議決したとき
- (3) 寄附行為第11条第2項に基づき理事会において総長の解任を議決したとき
- (4) その他の事由によって、総長が欠員となったとき

(選挙の日程)

第4条 理事会は、次に定める期日までに総長を決定するよう、その選挙の日程を定める。

- (1) 前条第1号の場合は、任期満了の30日前まで
- (2) 前条第2号または第3号の場合は、理事会議決の日から原則として180日以内
- (3) 前条第4号の場合は、欠員となった日から原則として180日以内
- 2 理事長は、理事会で決定した選挙の日程を、遅滞なく公示しなければならない。

(重任の取り扱い)

第5条 現総長が任期を満了したのち、再び総長に選任されることを妨げない。ただし、3期目以降の重任は認めない。

(総長の資格)

第6条 総長となることのできる者は、次の各号をいずれも満たす者とする。
(1) 立命館大学もしくは立命館アジア太平洋大学の専任教員もしくは専任教員であった者、または本法人が設置する学校出身の者
(2) 人格、学識および教育行政に関する識見と力量において優れた者で、全学園的視野を有し、私学としての学園の教学を総括するにふさわしい者

第2章 総長選挙の管理

(管理委員会)

第7条 管理委員会は、総長の選挙を管理するために設置する。

2 管理委員会は、次の各号に掲げる区分ごとに選出された委員(以下、「管理委員」という。))をもって構成する。

- (1) 評議員(理事または教職員である評議員を除く。)から1人
- (2) 学校法人立命館総長選挙規程施行細則(以下「細則」という。))で定める専任の教員(以下「専任教員」という。))のうち
イ 本法人が設置する大学の教員(理事である者を除く。)から 別表1の区分から各1人
ロ 本法人が設置する小学校、中学校および高等学校(以下「附属校」という。))の教員(理事である者を除く。)から 別表2の区分から各1人
(3) 細則で定める専任の職員(理事である者を除く。)から 別表3の区分から各1人
(4) 本法人が設置する大学の正規課程学生から

- イ 立命館大学の学部学生から 1人
- ロ 立命館大学の大学院学生から 1人
- ハ 立命館アジア太平洋大学学生から 1人

- 3 前項の各区分における管理委員選出の方法は、細則で定める。
- 4 各区分は、実施要綱で定める期日までに委員を決定し、所定の様式により、総務課長を通じて、理事長に届け出なければならない。
- 5 期日までに管理委員が届け出られなかったときは、その区分の管理委員を欠員とする。
- 6 管理委員は、第16条第3項に定める推薦委員および第23条第2項に定める選挙人になることができない。
- 7 管理委員会の事務は、管理委員会の委員長の指揮命令の下で、総務課長を責任者とする体制で行う。

(管理委員会の招集)

第8条 理事長は、管理委員が決定したときは、遅滞なく公示を行い、管理委員会を招集しなければならない。

- 2 前項の規定により管理委員会を設置したのちに管理委員に欠員が生じた場合には、これを補充しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、管理委員が総長候補者に選出されたときは、委員を辞退し、その委員を選出した区分において、すみやかにこれに代わる委員を補充しなければならない。

(管理委員会の委員長および副委員長)

第9条 管理委員会に委員長および副委員長を置く。委員長は、立命館大学の教員である委員の中から、副委員長は、立命館大学の教員である委員、立命館アジア太平洋大学の教員である委員、附属校の教員である委員および職員である委員の中から各1名を互選により選出する。

- 2 管理委員会の委員長は、会議を招集し、その議長となり、管理委員会の業務を統括する。
- 3 管理委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故または支障があるときは、その指名によりその職務を代行する。

(管理委員会補佐人)

第10条 選挙に関する事務を円滑に行なうため、管理委員会の下に管理委員会補佐人(以下「補佐人」という。))を置くことができる。

- 2 補佐人は、選挙人を選出する区分毎に若干人を置くことができる。
- 3 補佐人は、管理委員会の業務の補佐を行うとともに、管理委員会の指示をうけて当該区分における選挙人の選挙の事務を行うことができる。

(管理委員会の会議)

第11条 管理委員会は、欠員を除く委員総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 管理委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 管理委員会の委員長が許可した場合、補佐人は、管理委員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(管理委員会の公示)

第12条 管理委員会の委員長は、次の各号に定める公示を行う。

- (1) 推薦委員の決定
- (2) 総長候補者の決定
- (3) 補佐人の決定
- (4) 選挙人の決定
- (5) 総長の選挙の当選者(以下「当選者」という。))の決定
- (6) その他管理委員会が決定した重要事項

(管理委員会の業務)

第13条 管理委員会は、本規程に定めるもののほか、管理委員会の招集

立命館アジア太平洋大学の学生における総長選挙への参加の流れ >>>

総長選挙管理委員の選出

区 分	定数(人)
立命館アジア太平洋大学の学生	1

選出機関

立命館アジア太平洋大学学生会委員会において選出。

選出の責任者

選挙管理委員選出の責任者は学生部長とします。

総長候補者推薦委員の選出

区 分	定数(人)
立命館アジア太平洋大学の学生から	1

選出機関

立命館アジア太平洋大学学生会委員会において選出。

選出の責任者

推薦委員選出の責任者は同区分から選出された選挙管理委員とします。

総長候補者選挙人の選出

区 分	定数(人)
立命館アジア太平洋大学の学部正規課程学生から(2学部)	各学部3+β
立命館アジア太平洋大学の大学院正規課程学生	3

※βは規程別表5に定める数

立命館アジア太平洋大学学部正規課程学生の選挙人の具体的な定数

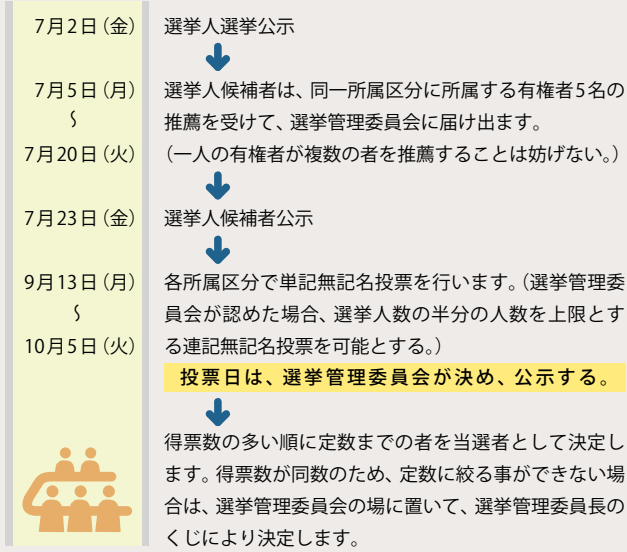
(2010年4月1日現在の収容定員にもとづく)

学部名	定数(人)
アジア太平洋学部、国際経営学部	各4

選出の方法

学部生および大学院生いずれも、各所属区分(学部生は各学部、大学院生は全研究科合同)の学生の投票により選出。

選出の流れ



※総長選挙の投票日に投票する事ができない者ならびに総長選挙の投票日に休学・留学中の者および学則等に定める停学処分の期間中である者は選挙人になることはできません。すでに選挙人に選出されている場合、その資格を失い、この場合の当該所属区分の選挙人は欠員となります。

選出の責任者

選挙人選出の責任者は各区分から選出された選挙管理委員とします。



高等学校の生徒における総長選挙への参加の流れ >>>

総長候補者選挙人の選出

区 分	定数(人)
高等学校の生徒(4学校)	各学校1

選出の方法

各高等学校の生徒の投票により選出。

選出の流れ

選挙人候補者は、同一高等学校に所属する有権者5名の推薦を受けて、選挙管理委員会に届け出ます。(一人の有権者が複数の者を推薦することは妨げない。)

各高等学校で単記無記名投票を行います。(選挙管理委員会が認めた場合、選挙人数の半分の人数を上限とする連記無記名投票を可能とする。)
得票数の多い順に定数までの者を当選者として決定します。得票数が同数のため、定数に絞る事ができない場合は、選挙管理委員会の場に置いて、選

- から当選者の決定に至るまでの期間における新たな総長の決定に関わる全ての業務に責任を負い、理事会から独立して業務を行う。
- 2 推薦委員会の業務および選挙人会での選挙は、管理委員会の監督のもとで行う。
- 3 管理委員会は、次の各号に定める事務を行う。
- (1) 総長候補者の推薦過程の管理
- (2) 選挙人名簿の調製、縦覧および異議申し立てに対する審査
- (3) 選挙人の選挙における投票および開票の管理ならびに選挙人決定の確認
- (4) 総長の選挙における投票および開票の管理、当選者の決定および選挙録の作成
- (5) その他総長選挙に関する事務

- (幹事会)
- 第14条 管理委員会は、管理委員の互選により幹事を選出し、管理委員会の日常的かつ軽微な事務の処理の決定および執行を幹事により構成する幹事会に委ねることができる。
- 2 前項の規定に関わらず、管理委員会の委員長および副委員長は、幹事となる。
- 3 管理委員会の委員長は、幹事会の会議を招集し、その議長となる。

- (分科会)
- 第15条 管理委員会は、選挙管理を円滑に行うために、次に掲げる単位に分科会を設けることができる。
- (1) 専任の職員
- (2) 立命館大学の学部の子生
- (3) 立命館大学の大学院の子生
- (4) 立命館アジア太平洋大学の学生
- 2 分科会は、前項の単位に含まれる各区分から選出された管理委員および補佐人をもって組織する。
- 3 分科会に、責任者を置く。各単位の責任者は、次の通りとする。
- (1) 専任の職員 管理委員会の副委員長のうち職員である者
- (2) 立命館大学の学部の子生 規程第7条第2項第4号イの区分から選出された管理委員
- (3) 立命館大学の大学院の子生 規程第7条第2項第4号ロの区分から選出された管理委員
- (4) 立命館アジア太平洋大学の学生 規程第7条第2項第4号ハの区分から選出された管理委員
- 4 管理委員会の委員長および副委員長は、分科会の会議に出席し、発言することができる。
- 5 分科会は、管理委員会の決定の範囲内で所管する区分の選挙執行に固有の必要な事項を定めることができる。ただし、決定した内容は、管理委員会に報告しなければならない。

第3章 総長候補者の推薦

- (推薦委員会)
- 第16条 推薦委員会は、総長候補者を推薦するために設置する。
- 2 推薦委員会は、総長候補者を推薦するに相応しい見識と経験を有する委員により構成する。
- 3 推薦委員会は、次の各号に掲げる委員(以下「推薦委員」という。)をもって構成する。ただし、総長および理事長は委員になることはできない。
- (1) 常勤の理事(学部長を除く。)から 2人
- (2) 理事(教職員を除く。)から 2人
- (3) 評議員(理事および専任の教職員を除く。)から 1人
- (4) 細則で定める専任の教員(学部長以外の理事である者を除く。)のうち
- イ 本法人が設置する大学の教員から 別表1の各区分から各1人
- ロ 附属校の教員から 3人
- (5) 細則で定める専任の職員(理事である者を除く。)から 3人

- (6) 本法人が設置する大学の正規課程学生から
- イ 立命館大学の学部の学生から 1人
- ロ 立命館大学の大学院の学生から 1人
- ハ 立命館アジア太平洋大学の学生から 1人
- 4 各区分は、実施要綱で定める期日までに委員を決定し、所定の様式により総務課長を通じて、管理委員会の委員長に届け出なければならない。
- 5 推薦委員の選出方法は、細則で定める。
- 6 推薦委員会の設置後において推薦委員に欠員が生じた場合、推薦委員は補充しない。
- 7 管理委員会の委員長は、推薦委員会に出席することができる。委員長が出席できないときは、副委員長のうち1名が代理して出席することができる。
- 8 推薦委員会の事務は、総務課長を責任者とする体制で行う。

- (推薦委員会の招集)
- 第17条 管理委員会の委員長は、推薦委員が決定したときは、遅滞なく、推薦委員会を招集しなければならない。

- (推薦委員会の運営)
- 第18条 推薦委員会に委員長および副委員長を置く。委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。ただし、委員長は、第16条第3項第4号イの委員の中から選出する。
- 2 推薦委員会の委員長は、会議を招集し、その議長となり、推薦委員会の業務を統括する。
- 3 推薦委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 推薦委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
- 5 推薦委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 推薦委員会は、総長候補者の推薦を行うため、委員の協議により、次の事項を決定する。
- (1) 総長候補者の推薦原則
- (2) 総長候補者の推薦手続
- (3) 総長候補者
- (4) その他総長候補者の推薦に関する事項
- 7 前項の第1号および第2号の決定を行ったときは、推薦委員会の委員長はその決定内容を公示しなければならない。
- 8 推薦委員会の会議は公開しない。

- (総長候補者の推薦)
- 第19条 推薦委員会は、総長選挙の期日(以下「投票日」という。)の20日前までに、3人以上5人以内の者を総長候補者として推薦理由を付して管理委員会の委員長に推薦する。ただし、協議が整わないときは、5人を超える数の総長候補者を推薦することができる。
- 2 推薦委員会に総長候補者を提案できる者は、推薦委員とする。
- 3 推薦委員会の委員長は、総長候補者の氏名と推薦理由を管理委員会の委員長に報告したのち、総長候補者の推薦に至る経緯について公表する。

- (総長候補者の公示)
- 第20条 管理委員会の委員長は、推薦委員会の委員長からの推薦を受けて、選挙人決定の公示日から投票日の15日前までの期間に総長候補者を公示しなければならない。ただし、第27条に定める選挙の成立要件を満たさなかったときは、改めて設定された投票日の5日前までの期間に総長候補者の公示を行うものとする。
- 2 総長候補者の公示は、氏名の五十音順により、推薦理由、年齢、学位、研究分野等および主な経歴とする。

- (総長候補者の欠員と再推薦)
- 第21条 事故等の不測の事態により総長候補者が1人になったときは、改めて推薦委員会を開催して、再推薦を行う。
- 2 再推薦の手続きは、第18条から前条までの規定を準用する。ただし、理事会の議決があった場合は、第4条の規定にかかわらず、総長候補者が1人となった日から90日以内に総長を決定する日程を定める。

- (総長候補者の一般推薦)
- 第22条 推薦委員会が推薦した総長候補者の公示日から投票日の10日前までの期間に推薦委員会からの総長候補者とは別に、総長候補者の推薦を受け付ける。
- 2 前項の推薦は、所定の様式により、被推薦者の氏名、経歴(研究分野等を含む)、推薦理由および第16条第3項の推薦委員となる資格を有する者50名の自署押印による推薦署名を付して、実施要綱で定める期日までに、管理委員会の委員長に対して行うものとする。ただし、連署者には、第16条第3項第4号イのうち3以上の区分に所属する者が含まれていなければならない。
- 3 管理委員会の委員長は、一般推薦による総長候補者が確定したときは、推薦委員会から推薦された総長候補者と合わせて、改めて総長候補者の公示を行わなければならない。
- 4 理事長、総長、推薦委員および管理委員は第2項の推薦者になることはできない。

第4章 総長の選挙

- (選挙人の選挙)
- 第23条 総長の選挙は、推薦委員会および第22条に基づき推薦された総長候補者の中から選挙人による間接選挙により行う。
- 2 選挙人会は、次の各号に掲げる区分から選出された選挙人をもって構成する。
- (1) 学部長以外の理事(教職員である理事は半数以下とする。)から 13人
- (2) 評議員(理事および専任の教職員である評議員を除く。)から 16人
- (3) 細則で定める常勤の教員(学部長以外の理事である教員を除く。)のうち
- イ 本法人が設置する大学の教員から 別表1の各区分4人に別表4に定める人数を加えた人数
- ロ 附属校の教員から 別表2の各区分4人に別表4に定める人数を加えた人数
- (4) 細則で定める常勤の職員(理事である職員を除く。)から 別表3の各区分4人に別表4に定める人数を加えた人数
- (5) 本法人が設置する学校の正規課程学生・生徒のうち
- イ 各大学の学部の学生から 各学部3人に別表5に定める人数を加えた人数
- ロ 立命館大学の大学院の学生から 9人
- ハ 立命館アジア太平洋大学の大学院の学生から 3人
- ニ 高等学校の生徒から 各学校1人
- (6) 本法人が設置する学校の卒業生および大学の正規課程学生または附属校の生徒の父母のうち
- イ 卒業生から 別表6の区分から合計5人
- ロ 父母から 別表6の区分から合計5人
- 3 各区分における選挙人の選出方法は、細則で定める。
- 4 第2項第3号から第5号の各区分の詳細を実施要綱において定めることができる。
- 5 各区分を所管する管理委員は、投票日の20日前までに、所定の様式により、総務課長を通じて、選出された選挙人の氏名および所属等を管理委員会の委員長に届け出なければならない。
- 6 選挙人は、前項の各区分の届け出をもって決定とする。期日までに届け出がなかった場合は、欠員とする。
- 7 選挙人が総長候補者となったときは、選挙人を辞任しなければならない。この場合において、選挙人の補充は行わない。

- (選挙人への通知)
- 第24条 管理委員会の委員長は、投票日の15日前までに、選挙人を公示するとともに、選挙人に対し、遅滞なく通知書を送付し、選挙人会を招集しなければならない。通知書には、総長の選挙の日時および場所を記載し、投票所入場券、本規程および細則を添付しなければならない。

- (選挙人名簿の調製と縦覧)
- 第25条 管理委員会の委員長は、投票日の7日前までに選挙人名簿を調製し、投票日の5日前までの間、管理委員会が決定した場所においてこれを縦覧に供しなければならない。
- (異議の申し出)
- 第26条 有権者は、縦覧期間内に、選挙人名簿に関する異議を管理委員会の委員長宛に文書で申し出ることができる。
- 2 管理委員会の委員長は異議の申し出を受理したときは、速やかに管理委員会を招集し、その申し出を審議し、正当であるかないかを決定しなければならない。
- 3 管理委員会の委員長は、審議の結果を申し出を行ったものに対して通知するとともに、申し出が正当であると決定した場合は、速やかに選挙人名簿を修正し、関係人にその旨を通知しなければならない。

- (選挙の成立条件)
- 第27条 総長の選挙は、選挙人(欠員を除く。以下同じ。)の3分の2以上の出席に満たないときは、選挙は成立しない。
- 2 選挙が成立しなかったときは、管理委員会は、実施要綱に定める予備日を投票日とし、関連する日程を決定したうえで、速やかにこれを公示しなければならない。

- (選挙の方法)
- 第28条 総長の選挙は、選挙人の単記無記名投票によって行う。
- 2 選挙人の代理投票、不在者投票および投票時間終了後の投票は認めない。
- 3 有効投票の過半数を得た者を当選者とする。
- 4 前項の投票において、選挙が成立したうえで、有効投票の過半数を得た者がいないときは、上位得票者第2順位までの者について、引き続き第2次投票を行い、有効得票数のうちの上位第1順位の者1人を当選者とする。第2次投票において、上位第1順位の者が複数いるときは、籤により当選者を決定する。
- 5 前項において、第2次投票の対象者である上位得票者第2順位までの者が3名以上いるときは、投票により上位第2順位までの者2名を決定する。
- 6 次に掲げる投票は、無効とする。
- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 総長候補者以外の者を記載したもの
- (3) 総長候補者の氏名以外の事項を記載した者。ただし、職名、敬称等を記入した者はこの限りでない。
- (4) 二人以上の総長候補者の氏名を記載したもの
- (5) 総長候補者の氏名を自署しないもの
- (6) 総長候補者のいずれを記載したかを確認し難いもの
- (7) 白票
- 7 前項の判断およびそのほかに、投票の有効、無効の判定を必要と判断した場合、その判定は管理委員会が立会人の意見を聞いた上で行う。

- (投票開票の事務)
- 第29条 管理委員会の委員長は、選挙人の中から、投票および開票の立会人5人以上を委嘱する。
- 2 前条第1項の投票結果は、直ちに管理委員が開票する。
- 3 投票および開票の管理は管理委員会が立会人の立会いの下に、これを行う。

- 4 投票および開票の場所には、選挙人、管理委員およびこれらの委員会の庶務・通訳を行う者以外は立ち入ることができない。ただし、管理委員会の委員長が許可した者はこの限りでない。
- 5 投票の効力に疑義が生じた場合は、管理委員会が立会人の意見を聞いた上で決定する。
- 6 開票結果の確定および当選者の決定は管理委員会が行う。
- 7 選挙の事務は、総務課長、立命館アジア太平洋大学アドミニストレーション・オフィス課長および一貫教育部の各課長または事務長を責任者とする体制で行う。

(選挙結果の報告)

第30条 管理委員会の委員長は、当選者の氏名を遅滞なく理事長に報告するとともに、それを公示しなければならない。

第5章 総長の決定

(当選者への通知)

第31条 理事長は、管理委員会の委員長からの選挙結果の報告を受け、当選者に通知し、就任を求める。ただし、現総長が理事長を兼務している場合は、寄附行為第15条に基づき定めた理事長の代理者がこれを行う。

(総長候補者の再選挙)

第32条 当選者が第28条の当選者の公示日を含めて5日以内に就任を応諾しなかった場合は、管理委員会は、投票日を再設定し、再選挙を行う。

2 再選挙は、応諾しなかった当選者を除く総長候補者を対象として行う。

3 再選挙の手続は、第27条から第31条までの規定を準用する。

(決定)

第33条 理事会は、就任について応諾のあった当選者を総長に選任する。

2 理事長は、理事会で決定した総長を遅滞なく公示しなければならない。

第6章 その他

(詳細委任)

第34条 この規程および細則に規定されていない総長選挙の実施に関する必要事項は、理事会が実施要綱で定める。

(規程の改廃)

第35条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2010年4月23日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、2005年7月8日に定めた学校法人立命館総長選任規程(規程第651号)は廃止する。

別表1

第7条第2項第2号イ、第16条第3項第4号イおよび第23条第2項第3号イの区分

大学名	区分名	教員の所属機関
立命館大学	法学部	法学部
		大学院法務研究科
		大学院法学研究科
	経済学部	経済学部
		経営学部
	経営学部	大学院経営管理研究科
		産業社会学部
	産業社会学部	大学院応用人間科学研究科
		国際関係学部
	政策科学部	政策科学部
		大学院公務研究科
	文学部	文学部
	映像学部	映像学部
立命館アジア太平洋大学	理工学部	総合理工学院理工学部
	情報理工学部	総合理工学院情報理工学部
	生命科学部・薬学部	総合理工学院生命科学部
		総合理工学院薬学部
	スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学部
	機構等	上記以外の立命館大学の機関
	アジア太平洋学部	アジア太平洋学部
	国際経営学部	国際経営学部
	機構等	上記以外の立命館アジア太平洋大学の機関

別表2

第7条第2項第2号ロおよび第23条第2項第3号ロの区分

区分名	教員の所属機関等
立命館中学校・高等学校	立命館中学校・高等学校およびこの表の学校以外に所属する者
立命館宇治中学校・高等学校	立命館宇治中学校・高等学校
立命館慶祥中学校・高等学校	立命館慶祥中学校・高等学校
立命館守山中学校・高等学校	立命館守山中学校・高等学校
立命館小学校	立命館小学校

ただし、出向者は、出向先が上記の学校である者は出向先の所属とし、出向先が上記の学校以外である者は出向元の所属とする。

別表3

第7条第2項第3号および第23条第2項第4号の区分

区分名	職員の所属機関等
総務・社会連携	総務部、社会連携部、この表の部以外等の部に所属する者
企画・財務	総合企画部、財務部
教 学	教学部(学部、研究科、総合理工学院事務室を除く)
入学・一貫・国際	入学センター、一貫教育部(附属校事務室を含む)、国際部
研究・情報・図書館	研究部、情報システム部、図書館
学生・キャリア	学生部、キャリア・センター
朱雀・衣笠事務室	朱雀および衣笠の学部・研究科事務室
BKC事務室	BKCの学部・研究科事務室(総合理工学院を含む)
APU	立命館アジア太平洋大学事務局

ただし、出向者は出向元の所属とする。

別表4

第23条第2項第3号および第4号の区分の専任の教職員数に応じ定める選挙人の数

専任の教職員の数	選挙人の数
20人以下	0人
21人～30人	1人
31人～40人	2人
41人～50人	3人
51人～60人	4人
61人～70人	5人
71人～80人	6人
81人～90人	7人
91人～100人	8人
101人～110人	9人
111人～120人	10人
121人以上	11人

学校法人立命館総長選挙規程施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、学校法人立命館(以下「本法人」という。)総長選挙規程(以下「規程」という。)の執行に関する詳細について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 専任の教員は、次の者とする。専任の教員と専任の職員を総称する場合、専任の教職員と称する。

- (1) 立命館大学においては、次のいずれかに該当する者
- イ 雇用期間の定めのない教授、准教授または講師
 - ロ 立命館大学特別契約教員規程に基づき雇用契約を交わしている者
 - ハ 立命館大学の任期を定めた教員の任用等に関する規程に基づき雇用契約を交わしている者で教授または准教授である者
- (2) 立命館アジア太平洋大学においては、次のいずれかに該当する者
- イ 雇用期間の定めのない教授、准教授または講師
 - ロ 立命館アジア太平洋大学任期制教員規程に基づき雇用契約を交わしている者
 - ハ 立命館アジア太平洋大学特別招聘教員規程に基づき雇用契約を交わしている者
- (3) 附属校においては、次のいずれかに該当する者
- イ 雇用期間の定めのない教諭
 - ロ 校長

- 2 専任の職員は、雇用期間の定めのない職員とする。
- 3 常勤の教員は、専任の教員および次の者とする。
- (1) 立命館大学においては、次のいずれかに該当する者で立命館大学を本務とする者
- イ 立命館大学助教規程に基づき雇用契約を交わしている者
 - ロ 外国人専任教員規程に基づき雇用契約を交わしている者
 - ハ 立命館大学の任期を定めた教員の任用等に関する規程に基づき雇用契約を交わしている者で教授または准教授以外の者
- 二 立命館大学外国語嘱託講師規程に基づき雇用契約を交わしている者
- ホ 立命館大学数学嘱託講師規程に基づき雇用契約を交わしている者
- ヘ 立命館大学教職教育担当および教職支援担当嘱託講師規程に基づき雇用契約を交わしている者

別表5

第23条第2項第5号の区分の収容定員数に応じ定める選挙人の数

収容定員数	選挙人の数
2000人以下	0人
2001人～3000人	1人
3001人～4000人	2人
4001人以上	3人

別表6

第23条第2項第6号の区分および選挙人の数

区 分	区 分	選挙人の人数
卒業生	立命館大学校友会常任幹事会	3人
	立命館アジア太平洋大学校友会幹事会	1人
	附属校の同窓会の会長	1人
父 母	立命館大学父母教育後援会常任委員会	3人
	立命館アジア太平洋大学の父母の会の会長	1人
	附属校のPTAの会長	1人

- ト 立命館大学FD支援担当嘱託講師規程に基づき雇用契約を交わしている者
- チ 立命館大学サービ斯拉ーニング担当嘱託講師規程に基づき雇用契約を交わしている者
- リ 立命館大学日本語教育担当およびグローバル・ゲートウェイ・プログラム担当嘱託講師規程に基づき雇用契約を交わしている者
- ヌ 立命館大学スポーツ教養科目担当嘱託講師規程に基づき雇用契約を交わしている者
- ル 立命館大学有期任用教育担当教員規程に基づき雇用契約を交わしている者
- (2) 立命館アジア太平洋大学においては、次のいずれかに該当する者で立命館アジア太平洋大学を本務とする者
- イ 立命館アジア太平洋大学特別任命教員規程に基づき雇用契約を交わしている者
 - ロ 立命館アジア太平洋大学上級講師規程に基づき雇用契約を交わしている者
 - ハ 立命館アジア太平洋大学嘱託講師規程に基づき雇用契約を交わしている者
- (3) 附属校においては、次のいずれかに該当する者でこの法人が設置する小学校、中学校または高等学校を本務とする者
- イ 附属校特別契約教諭規程に基づき雇用契約を交わしている者
 - ロ 附属校常勤講師規程に基づき雇用契約を交わしている者
 - ハ 附属校外国人常勤講師規程に基づき雇用契約を交わしている者
- 二 立命館宇治高等学校における国際バカロレアプログラム特別講師規程に基づき雇用契約を交わしている者
- 4 常勤の職員は、専任の職員および定年退職後の継続雇用制度により雇用されている者のうちフルタイムで雇用されている者
- 5 正規課程学生は、本法人が設置する大学または大学院の学位取得を目的とする入学を許可され、在学している者
- 6 卒業生は、本法人が設置するまたは設置していた学校を卒業した者
- 7 父母は、本法人が設置する学校の正規課程学生、生徒または児童の父母である者

(使用言語)

第3条 総長選挙で用いる言語は、次の各号の通りとする。日本語の表記と英語の表記との間に疑義が生じた場合は、日本語の表記に基づく解釈が優越する。

- (1) 投票用紙、規程第16条の所定の様式、規程第22条第2項の所定の様式および規程第24条の通知書は、日本語と英語の併記とする。ただし、用紙への記載は、日本語または英語のいずれかのみで行うものとする。
- (2) 公示は、日本語および英語により行う。
- (3) 選挙公報など総長選挙に関わる文書を公表するときは、日本語および英語により行う。ただし、翻訳文の作成は、公表する責任者が作成させるものとする。
- (4) 管理委員会または推薦委員会の配布資料は、議長が必要と認める場合、翻訳文を参考資料として作成させ配布することができる。
- (5) 管理委員会または推薦委員会は、議長が必要と認める場合、日本語および英語の通訳者を陪席させ、議事の通訳を行わせることができる。

(公示の方法)

第4条 規程およびこの細則で定める公示および総長選挙に関し公表することが定められている事項は、本法人ウェブページの教職員ページおよび学生向けRSウェブを通じて行う。

第2章 総長選挙管理委員会

(管理委員選出の各区分責任者)

第5条 規程第7条第2項に定める各区分からの管理委員を選出する事務責任者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第1号 評議員会議長
- (2) 第2号イ 学部においては各学部長、機構等の区分に所属する教員においては立命館大学は大学院先端総合学術研究科長、立命館アジア太平洋大学は言語教育センター長
- (3) 第2号ロ 各校長
- (4) 第3号 総務部長
- (5) 第4号 各大学の学生部長

(管理委員選出方法)

第6条 規程第7条第2項に定める区分毎の管理委員の選出は、次の機関における投票により行う。

- (1) 第1号 評議員会で選出する。
- (2) 第2号イ 学部においては各学部教授会または教員会議で選出し、機構等の区分においては専任の教員が所属する機関の代表者により構成する委員会で選出する。
- (3) 第2号ロ 教員会議で選出する。
- (4) 第3号 部課長会議で選出する。
- (5) 第4号 立命館大学の学部の学生においては立命館大学学友会中央委員会で選出し、大学院の学生においては立命館大学大学院生協議会連合会総務会で選出し、立命館アジア太平洋大学においては立命館アジア太平洋大学学生委員会で選出する。
- 2 前項の投票は、次の方法により行う。なお、投票において、得票数が同数のため定数に絞ることができない場合は、当該者による決選投票を行い、それでも決まらない場合は、籤により決定する。

- (1) 前項各号に定める会議において、規程第7条第2項に定める区分に所属する者の中から委員の推薦を募る。
- (2) 各区分の定数と同数の推薦があった場合は、推薦を受けた者に対する信任投票を行う。不信任が有効投票数の過半数を占めた者は委員になることはできない。
- (3) 各区分の定数を超える推薦があった場合は、推薦を受けた者を候補者とする単記無記名投票を行い、得票数の最も多い者を委員に決定する。
- (4) 推薦がなかった場合は、当該区分に所属する者を対象とした単記無記名投票を行い、得票数の最も多い者を委員に決定する。

(管理委員会補佐人の委嘱)

第7条 規程第10条に定める補佐人は、管理委員が委嘱する。

- 2 管理委員は補佐人を委嘱したときは、速やかに総務課長を通じて管理委員会の委員長に届けるものとする。

- 3 管理委員会の委員長は、補佐人の所属および氏名を公示する。

(公報の発行)

第8条 管理委員会は、総長候補者および選挙人候補者の経歴や見解等の情報を公表するため、公報を発行する。

(討論会の開催)

第9条 管理委員会は、委員会が必要と認めた場合、総長候補者による討論会を開催することができる。

- 2 前項の討論会の詳細は、管理委員会が定める。

第3章 総長候補者の推薦

(推薦委員選出の各区分責任者)

第10条 規程第16条第3項に定める各区分からの推薦委員選出における管理委員会の責任者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第1号および第2号 管理委員会の委員長
- (2) 第3号 規程第7条第2項第1号の区分から選出された管理委員
- (3) 第4号イ 各区分から選出された管理委員
- (4) 第4号ロ 管理委員会の副委員長のうち教諭である者
- (5) 第5号 管理委員会の副委員長のうち職員である者
- (6) 第6号 各区分から選出された管理委員

(推薦委員の選出方法)

第11条 規程第16条第3項に定める推薦委員の選出は、次の機関における投票により行う。

- (1) 第1号 常任理事会で選出する。ただし、総長は、当該の議事に加わることができない。
- (2) 第2号 理事会で選出する。ただし、総長は、当該の議事に加わることができない。
- (3) 第3号 評議員会で選出する。ただし、総長は、当該の議事に加わることができない。
- (4) 第4号イ 学部においては各学部教授会または教員会議で選出し、機構等の区分においては専任の教員が所属する機関の代表者により構成する委員会で選出する。
- (5) 第4号ロ 合同の執行部会で選出する。
- (6) 第5号 部課長会議で選出する。
- (7) 第6号 立命館大学の学部の学生においては立命館大学学友会中央委員会で選出し、大学院の学生においては立命館大学大学院生協議会連合会総務会で選出し、立命館アジア太平洋大学においては立命館アジア太平洋大学学生委員会で選出する

- 2 前項の投票は、次の方法により行う。なお、投票において、得票数が同数のため定数に絞ることができない場合は、当該者による決選投票を行い、それでも決まらない場合は、籤により決定する。

- (1) 前項各号に定める会議において、規程第16条第3項に定める区分に所属する者の中から委員の推薦を募る。
- (2) 各区分の定数と同数の推薦があった場合は、推薦を受けた者に対する信任投票を行う。不信任が有効投票数の過半数を占めた者は委員になることはできない。
- (3) 各区分の定数を超える推薦があった場合は、推薦を受けた者を候補者とする単記無記名投票を行い、得票数の多い順に定数までの順位のを委員に決定する。
- (4) 各区分の定数より少ない推薦の場合は、推薦された者に対する信任投票を行う。残定員は、当該区分に所属する者を対象とした単記無記名投票を行い、得票数の多い順に定数までの順位のを委員に決定する。

(総長候補者の一般推薦の手続)

第12条 管理委員会の委員長は、規程第22条による推薦委員会以外からの総長候補者の推薦書類の提出を受けたときは、推薦の資格および推薦過程に疑義がないか確認を行ったうえで、管理委員会に

諮らなければならない。

- 2 前項の確認において、疑義がある場合は、必要な対応または措置を取ることができる。疑義がない場合は、管理委員会は、推薦された者を総長候補者にしなければならない。

- 3 同一の総長候補者が複数の推薦者から推薦されたときは、管理委員会の委員長は、推薦理由を併記・統合した上で、公示しなければならない。

(守秘義務)

第13条 推薦委員および推薦委員会に出席した者は、委員会における議事、推薦された者およびその推薦者に関する情報およびそれらの特定を行うことが可能な情報の内容を委員会の外部に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、総長候補者として推薦を受けた者、規程第22条による総長候補者の推薦者、管理委員および管理委員会に出席した者にも適用する。

第4章 選挙人の選出

(選挙人選出の各区分責任者)

第14条 規程第23条第2項に定める各区分(以下、「所属区分」という。)からの選挙人選出における管理委員会の責任者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第1号 管理委員会の委員長
- (2) 第2号 規程第7条第2項第1号の区分から選出された管理委員
- (3) 第3号 規程第7条第2項第2号の各区分から選出された管理委員
- (4) 第4号 規程第7条第2項第3号の各区分から選出された管理委員
- (5) 第5号 規程第7条第2項第4号の各区分から選出された管理委員。ただし、二については、規程第7条第2項第2号口の区分から選出された管理委員で同一の学校に所属する者。
- (6) 第6号 管理委員会の委員長

(各所属区分の選挙人の選出方法)

第15条 規程第23条第2項に定める選挙人の選出方法は次の通りとする。

- (1) 第1号 該当する理事による投票のうえ、理事会の議決により選出する。
- (2) 第2号 理事または教職員でない評議員による投票のうえ、評議員会の議決により選出する。
- (3) 第3号 各所属区分の教員の投票により選出する。
- (5) 第4号 各所属区分の職員の投票により選出する。
- (6) 第5号 各所属区分の学生または生徒の投票により選出する。
- (7) 第6号 各所属区分に所属する者による投票により選出する。

(選挙人の選挙の有権者)

第16条 規程第23条第2項に定める者で選挙人選挙実施の公示日に当該所属区分に在籍する者(以下「有権者」という。)は、各所属区分の選挙人候補者になり、選挙人の候補者の推薦を行い、選挙人の選挙の投票を行うことができる。

- 2 選挙人選挙実施の公示日に、次の各号のいずれかに該当する者は、選挙人の選挙の投票のみを行うことができる。

- (1) 休職または休業中の者
- (2) その他管理委員会が認めた者
- 3 選挙人選挙実施の公示日に、次の各号のいずれかに該当する者は、選挙人の候補者になり、選挙人の候補者の推薦を行い、選挙人の選挙の投票を行うことができない。
- (1) 就業規則に基づく停職処分の期間中である者
- (2) 日本国外に outward 中の者
- (3) 立命館大学学外研究規程に基づき、日本国外において学外研究を行っている者
- (4) 立命館アジア太平洋大学の専任教員のうち、学外研究員制度を利用して日本国外において研究を行っている者

- (5) 休学または留学中の学生・生徒

- (6) 学則等に基づく停学処分の期間中である者

- (7) その他管理委員会が認めた者

- 4 選挙人選挙の投票日に、規程第23条第2項に該当しなくなる者は、選挙人の候補者になり、選挙人の候補者の推薦を行い、選挙人の選挙の投票を行うことができない。

- 5 総長選挙の投票日に投票することができない者または総長選挙の投票日に前2項に定める各号に該当する者は、選挙人になることができず、すでに選挙人に選出されている場合は、その資格を失う。この場合、当該所属区分の選挙人は欠員とする。

(選挙人候補者の受付)

第17条 規程第23条第2項第3号から第5号に定める選挙人の候補者(以下「選挙人候補者」という。)は、同一の所属区分に所属する有権者5名の推薦を受けて、実施要綱で定められた期日までに、所定の様式により、総務課長を通じて、管理委員会に届け出なければならない。ひとりの有権者が複数の者を推薦することは妨げない。

- 2 規程第23条第2項第1号、第2号の区分の選挙人候補者は、この細則の第15条に定める会議において、所属する者の中から委員の推薦を募ることににより受け付ける。投票方法は、この細則の第11条第2項の規定を準用し、第18条および第23条は適用しない。
- 3 規程第23条第2項第6号のうち立命館大学校友会常任幹事会および立命館大学父母教育後援会常任委員会の区分の選挙人候補者は、これらの会議において、所属する者の中から委員の推薦を募ることにより受け付ける。投票方法は、この細則の第11条第2項の規定を準用し、第18条および第23条は適用しない。
- 4 規程第23条第2項第6号のうち立命館大学校友会常任幹事会および立命館大学父母教育後援会常任委員会の区分以外の区分は、候補者の受付を行わず、所属する者の互選により選出する。投票は、郵送による単記無記名投票とし、この細則の第22条第3項の規定を準用し、第18条および第23条は適用しない。

(選挙人候補者の公示)

第18条 管理委員会の委員長は、実施要綱で定められた期日に、届け出のあった選挙人候補者の公示を行わなければならない。

(投票方法)

第19条 投票は、所属区分毎に行う。

- 2 投票箱は、所属区分毎に設ける。ただし、管理委員会の決定に基づき、一つの所属区分に複数の投票箱を設けることができる。また、規程第23条第4項に基づき詳細区分を設けたときは、詳細区分毎に投票箱を設けることができる。
- 3 投票は、単記無記名投票を原則とするが、管理委員会が認めた所属区分については、各所属区分の選挙人数の半分の人数を上限とする連記無記名投票とすることができる。
- 4 代理投票は認めない。

(投票の管理)

第20条 管理委員および補佐人は、各所属区分において若干人に投票受付のための要員を委嘱し、投票管理業務に就かせることができる。

- 2 管理委員は、有権者の中から、投票および開票の立会人2人以上を委嘱し、総務課長を通じて管理委員会の委員長に届け出るものとする。
- 3 開票は、各所属区分での投票時間終了後、立会人の立会いの下に管理委員および補佐人が行う。
- 4 開票結果は所定の様式による集計表に記載し、管理委員、補佐人および立会人が署名・捺印の上、総務課長を通じて管理委員会に届け出る。(投票日時)
- 第21条 選挙人の選挙の投票の日時は、管理委員会が所属区分毎に決定する。

総長選挙 2010 特別号

SPECIAL
ISSUE

(投票場所)

第22条 この細則の第19条第2項に基づき、管理委員会が定める。

- 2 この細則の第16条第2項の各号に定める者および病気、怪我、長期の出張、遠隔地での勤務等やむをえない事情により投票場所で投票することが困難であると当該区分を管轄する管理委員が認めた者は、郵送により投票する。
- 3 前項の投票は、管理委員会が定める各所属区分の投票日の前日まで管理委員に到達したものを有効とする。

(不在者投票)

第23条 選挙人選挙の投票日に投票することができない者のために、不在者投票の制度を設ける。

- 2 不在者投票の日時、場所その他必要な事項は、管理委員会が定める。
- 3 不在者投票は、所属区分の管理委員または補佐人に申し出て行うことができる。
- 4 不在者投票の代理投票は認めない。

(無効票)

第24条 管理委員会は、規程第28条第6項の規定のほかに無効票にすべきものの概ねの基準を定めることができる。

(選挙人の決定)

- 第25条 管理委員および補佐人は、所属区分毎に選挙人候補者のうち、得票数の多い順に定数までの順位の者を当選者として決定する。得票数が同数のため、定数に絞ることができない場合は、当該者を対象とする籤により決定する。
- 2 籤は、管理委員会の場において、管理委員会の委員長が引く。

第5章 総長の選挙

(投票の時間および場所)

第26条 投票(予備日を含む。)の時間および場所は、実施要綱において決定する。

(同数の場合の籤の扱い)

第27条 規程第28条第4項の籤は、管理委員会の委員長が管理委員および立会人の立会いのもとで引く。

(詳細委任)

第28条 管理委員会は、総長の選挙に関し、規程、この細則および実施要綱に定めるものの他必要な事項を定めることができる。

第6章 選挙活動

(選挙活動の定義)

第29条 選挙活動とは、総長選挙に関し、選出する委員、選挙人候補者または総長候補者の当選を目的として、投票を得または得させるために直接または間接に必要なかつ有利な行為および特定の候補者の落選を目的として、投票を得させないために直接または間接に必要なかつ有利な行為をいう。

(選挙活動の原則)

- 第30条 選挙活動として候補者等に関する意見表明、意見の伝達および説得を行うことは、自由とする。ただし、選挙活動の働きかけを受けた者から当該行為を拒絶する旨の表示があったときには、当該行為をやめなければならない。
- 2 選挙活動は、総長選挙制度の趣旨に即して有権者が個人の責任で行わなければならない。

(選挙活動の期間)

- 第31条 選挙活動の期間は、選挙人の候補者の公示があった日から投票日の前日までとする。
- 2 選挙が不成立の場合に改めて投票日が設定された場合の選挙活動の期間は、当該投票日の公示がされた日から当該投票日の前日までとする。

(禁止行為)

- 第32条 選挙活動を行うに際して、以下の行為を行ってはならない。
- (1) 利益または便宜を供与する旨を示し、または供与すること
 - (2) 恫喝、脅迫、強制またはハラスメントを伴うような表現または行為等を行うこと
 - (3) 勤務時間内および投票日に選挙活動を行うこと
 - (4) この細則の第30条第1項ただし書きに反する行為を行うこと
 - (5) その他特定の個人または組織を誹謗中傷するなど選挙の公正な遂行を妨害すること
- 2 管理委員、補佐人および管理委員会の庶務・通訳を担当する者ならびに有権者以外の者は、選挙活動を行うことができない。

(選挙活動の疑義、違反行為への対処)

- 第33条 選挙活動に関し、疑義が生じた場合は、規程およびこの細則に基づき、管理委員会が必要な判断および決定を行い、それに基づく措置をとることができる。
- 2 管理委員会は、この細則に定める選挙活動についての違反行為を行った者に対し、警告を発し、または必要な対処を行うことができる。
 - 3 管理委員会の委員長は、前条に違反する文書画面等があると認めるときは、これを撤去させ、または撤去することができる。
 - 4 前条に規定する禁止行為があった場合、有権者は管理委員にその旨を通報することができる。通報を受けた管理委員は、速やかに管理委員会の委員長にその旨を報告し、管理委員会の委員長は規程、細則、実施要綱および管理委員会の定めに基づく適切な対応を行わなければならない。

第7章 雑則

(細則の改廃)

第34条 この細則の改廃は、理事会が行う。

附則 この細則は、2010年4月23日から施行する。

